

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 茨城県低所得のひとり親世帯に 対する生活支援特別給付金 のご案内

ひとり親世帯の支援のため、県独自の給付金の支給を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年1月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 2. 支給額

児童 1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

□ 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課  
TEL : 029-301-2183

□ 詳しくは、お住まいの市町村、「茨城県低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金」担当課へお問い合わせ下さい。

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■令和4年1月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月末までに**、令和4年1月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

##### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### ■上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。  
申請期限は**令和4年4月28日（木）**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの町村の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

